

太陽光発電の普及拡大に関する連携協定書

グリーンアライアンス 代表構成員 ハンファジャパン株式会社（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の一層の普及拡大を図る取組に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大を、甲及び乙が連携して推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組について、連携及び協力するものとする。

- （1）甲から乙への太陽光発電設備及び蓄電池の寄贈に関すること。
- （2）太陽光発電の普及拡大のための環境教育の実施に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

（実施の条件）

第3条 本協定に基づき取組を実施するに当たっては、甲及び乙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施するものとする。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲及び乙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第4条 本協定に基づき実施する取組に係る経費については、当該取組を実施する者がこれを負担するものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙で協議の上、変更を行うものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和7年8月20日

東京都港区芝四丁目10番1号
(甲) ハンファジャパン株式会社

代表取締役 張 熙載

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
(乙) 川崎市

川崎市長 福田 紀彦